

岐阜県地域公共交通等燃料価格高騰対策支援金交付申請マニュアル

令和7年7月17日

支援金の趣旨

燃料価格や物価の高騰の影響を受けながらも、県民生活及び経済活動を支える重要なインフラとして運行を継続している地域公共交通等事業者に対し、「岐阜県地域公共等交通燃料価格高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）を交付いたします。

交付対象

本支援金の交付対象者は、次の全ての要件を満たす事業者とします。

- (1) 樽見鉄道株式会社、明知鉄道株式会社、長良川鉄道株式会社又は養老鉄道株式会社（以下「地方鉄道事業者」という。）
- (2) 令和7年7月17日時点で事業を営んでおり、かつ、同日後も事業を継続する意思があること。
- (3) 申請事業者又は申請事業者の代表者、役員若しくは使用人若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたって該当しないこと。また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

交付額

- 4. 175円に、対象事業者の令和2年度における動力（電気）の使用量（kWh）の4分の1を乗じて得た額（対象事業者の路線が複数の県に跨る場合にあっては、その額に岐阜県内における営業キロ数を全営業キロ数で除して得た割合を乗じて得た額）（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

申請手続き等

(1) 本支援金に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市公園・交通局公共交通課

電話番号：058-272-1111

内線4936

受付時間：平日 8時30分～17時15分 ただし、土日祝日は除きます。

(2) 申請受付期間

令和7年8月15日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）

(3) 申請書類

支援金交付申請書兼誓約書（様式1）及び下記の添付書類を提出してください。

※振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。（法人の場合、当該法人口座に限ります。）

<添付書類>

○共通

- ・振込口座の通帳等の写し（金融機関、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かるもの（通帳1ページ目見開きの写し））

(4) 申請方法

申請書兼誓約書（別記様式1）および添付書類一式を、下記宛先まで「郵送」または「メール」で提出することができます。

なお、申請の記録を残すため、持参による申請はできません。また、申請期間を超えて提出があった申請書類は返送いたします。

<郵送>

（宛先）

〒500-8570

岐阜県庁 都市建築部都市公園・交通局公共交通課 宛

（留意事項）

- ・申請書兼誓約書（別記様式1）に押印は不要です。
- ・切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名をご記入ください。
- ・簡易書留など郵便物の追跡ができる方法とし、送料は申請者側でご負担をお願いします。

<メール>

（宛先）

メールアドレス c11134@pref.gifu.lg.jp

（留意事項）

- ・メールで提出する場合は、提出書類を「PDF」形式にて提出してください。
- ・申請に必要な書類は、岐阜県公共交通課のホームページからダウンロードすることにより、入手することができます。
ホームページアドレス：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/235381.html>
- ・件名を「【事業者名】岐阜県地域公共交通等燃料価格高騰対策支援金の申請について」とし、【事業者名】には申請書に記載した事業者名を記載してください。
- ・メール送信後、県庁開庁日7日以内（土日祝日除く）に到着確認の連絡がない場合は、未着の可能性がありますので、担当課までお問い合わせください。

(5) 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金を交付します。審査完了次第、順次支援金を交付いたしますが、申請書類の不備や申請内容の確認があった場合は更にお時間いただく場合がございます。

(6) 通知等

申請書類の審査の結果は後日「交付決定通知」または「不交付決定通知」を郵送します。

その他

- (1) 申請前に、本マニュアルと申請に当たってのQ&Aの記載内容や注意事項を確認ください。添付書類の不足、不備がある場合は、迅速な審査ができません。
- (2) 本支援金の交付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、岐阜県は、本支援金の交付の決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。
- (3) 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の交付を受けた事業者名等の情報を公表することがあります。
- (4) ご提出いただいた申請書類一式は返却しませんので、申請書兼誓約書以外の添付書類は写しの送付をお願いします。
- (5) 必要に応じ、追加で書類の提出等を依頼することがあります。期日までに提出等が行われない場合は、不交付として取り扱います。